

(別紙 3)

基安発 0909 第 2 号

平成 22 年 9 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公印省略)

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について

今般、再生砕石に石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート板の破片等）の混入がみられたほか、解体現場における石綿ばく露防止対策が徹底されていないおそれのある事案に係る新聞報道等がなされたところである。

このため、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省において、労働者の石綿等によるばく露防止対策の徹底及び再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について、関係事業者団体に対して別添 1 のとおり要請したところである。

については、関係事業者等に対して、引き続きばく露防止対策についての措置を徹底するとともに、本要請事項についても積極的に周知されたい。

また、国土交通省及び環境省において、別添 2 のとおり、都道府県及び政令市に対して標記に係る協力を依頼しているため、必要に応じて都道府県等と連携を図り、適切に対応されたい。